

平成21年5月13日

各 位

兵庫県西宮市甲子園口六丁目1番45号  
極東開発工業株式会社  
代表取締役社長最高執行責任者 筆 谷 高 明  
(コード:7226 東証・大証 市場第一部)  
お問合せ先  
取締役執行役員管理本部長 高 島 義 典  
TEL(0798)66-1500

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第74期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第13条第3項)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

- ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条、第13条第3項)
- ③ 株主の皆様の権利行使に関する手続きを株式取扱規定の中で定めることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。(現行定款第12条)
- ④ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月25日(木)
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日(木)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当会社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (記載省略)</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当会社の单元株式数は100株とする。  <u>② 当会社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利  (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利  (4) 次条に規定する单元未満株式の買増請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 (記載省略)</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当会社は株主名簿管理人を置く。  ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議をもって選定する。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当会社の单元株式数は100株とする。  (削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利  (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利  (4) 次条に規定する单元未満株式の買増請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料、<u>ならびに株主の権利行使に際しての手続き等</u>は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は株主名簿管理人を置く。  ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議をもって選定する。</p>

③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(招 集) 第14条

↳ (記載省略)

(除斥期間) 第44条

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(招 集) 第13条

↳ (現行どおり)

(除斥期間) 第43条

附 則

第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第3条 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。